消防法第5条の3命令の事例等

防火対象物における火災の予防又は消防活動の障害除去のための措置命令

川崎市消防局予防部査察課 並木　努

平成13年９月１日、東京都新宿区歌舞伎町で発生し、死者44名、負傷者３名を出した雑居ビル火災を踏まえ消防法令の改正が行われ、消防吏員による防火対象物における火災の予防又は消防活動の障害除去のための措置を命ずることができることとされた。

当市では、当該火災における一連の消防法令改正を受け、組織改正を行い、平成15年４月に予防部に査察課を新設したほか、立入検査規程と違反処理規程を見直し、「川崎市火災予防査察規程」を定め、立入検査と違反是正の推進を強化した。

さらに、平成21年度から、各消防署の副署長が兼任していた予防課長を専任として、予防行政、特に違反是正を強化する体制を構築したところである。

そこで、平成21年度に行った命令案件と弱者収容施設である病院の特別立入検査の結果等について紹介する。

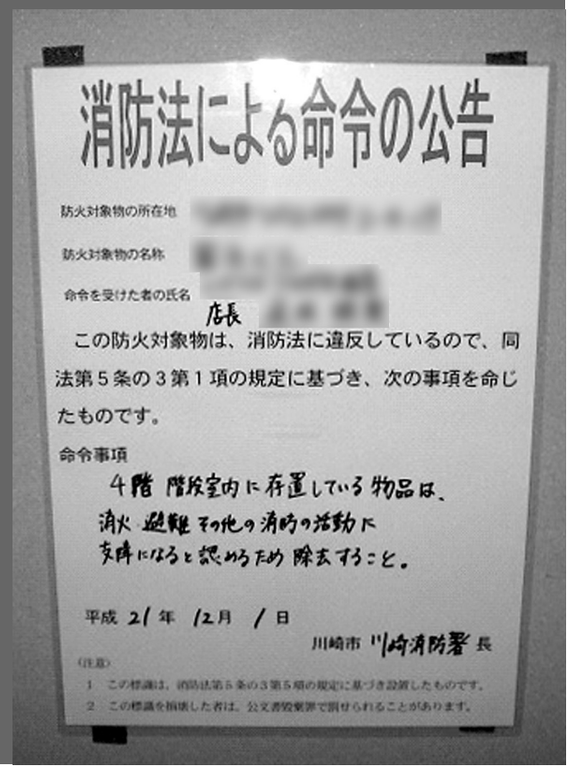

背景

川崎市は、東京都と横浜市に挟まれて位置しており、市域の面積は約144km²で、東部は川崎港に面した臨海部に京浜工業地帯の石油コンビナート群となっており、西部の丘陵地は住宅街となっているほか、川崎駅や武蔵小杉駅等のターミナル駅周辺では高層ビル、大規模物販店、小規模雑居ビルが林立している。

市内の世帯数は、約65万2,000世帯で141万人を超える人口があり、行政区が７区の政令指定都市である。

消防局は３部９課１隊、８消防署27出張所、職員数1,438人で、立入検査・違反処理は予防部査察課が消防法第４条関係、予防部危険物課が同法第16条の５、第16条の３の２関係を事務分掌としており、各消防署は予防課に危険物・査察係と予防係（石油コンビナート地域を管轄する臨港消防署のみ危険物係と予防係）の２係がある。今回は予防部査察課の事務分掌である防火対象物の査察に関するものを紹介する。

市内の防火対象物数等

市内の防火対象物数と平成21年度の立入検査実施対象数は、表１のとおりである（平成22年１月１日現在）。

過去５年間の防火対象物（危険物施設を除く。）の年度当初の違反件数、警告件数及び命令件数は、表２のとおりで、命令はいずれも消防法第５条の３の命令である。

消防法第5条の3命令の事例

◉事例１

事例１は、「小規模雑居ビル夜間一斉合同特別立入検査」により、神奈川県警察川崎市警察部、川崎市健康福祉局、同まちづくり局、同建設局（以下「関係機関」という。）と合同で、市内103の小規模雑居ビルに対する無通告の特別立入検査を実施した際に、２店舗に対して、消防法第５条の３による命令を発動したものである。

⑴特別立入検査実施日時

平成21年12月１日㈫及び12月２日㈬

17時00分から検査終了時まで

⑵特別立入検査実施総人員　合計143名

○特別立入検査実施者：113名（１班３名～６名で実施）

消防局予防部員（査察課員、危険物課員、予防課員）、各消防署予防課員、関係機関、南信州広域連合飯田広域消防本部職員（研修生３名）

○特別立入検査実施本部及び方面本部：30名

予防部査察課に実施本部を設置するとともに各消防署に方面本部を設置して、不測の事態及び命令発動時の応援要員を派遣する体制をとった。

⑶検査内容

○廊下、階段等避難上必要な施設

○防火戸及びその周辺

⑷検査結果

違反対象物：41対象、違反件数：58件

即時改善：52件

⑸消防法第５条の３命令

１対象２件

○階段に存置された、おしぼりケース７ケース、ビニール袋入おしぼり１袋、ペーパータオル１箱、プラスチックケース４ケース、看板１枚、椅子４脚が、消火、避難その他の消防の活動に支障になると認め、物件を存置している焼肉店の本社の代表者へ連絡をさせるも連絡がとれなかったので、店長に物件の除去について口頭で指導したが是正が見込まれなかったことから、応援要請で出向してきた職員に実況見分を実施させるとともに、店長に命令書を交付して階段に存置された物件の除去を命じ、同店の入口に標識を掲出した。

そして、物件除去の履行時間内が経過してから現場を確認すると、物件を除去させていたことから、標識を取り外し改善とした。

○階段に存置された、台車１台、廃油３缶、ごみ箱４個、スチール製棚４個、廃材、陶製

表１

	防火対象物数	立入検査実施数	立入検査実施率
特定防火対象物	6,956対象	4,448対象	64%
非特定防火対象物	32,653対象	2,119対象	6%
合計	39,609対象	6,567対象	17%

表２

年　度	年度当初違反件数	警告件数	命令件数
平成17年度	—	0件	1件
平成18年度	1,577件	6件	6件
平成19年度	2,003件	6件	2件
平成20年度	1,418件	0件	11件
平成21年度	2,987件	0件	3件

※年度当初の違反件数は、平成18年度から統計をとっている。

階段に存置された物件

洗面台１台が、消火、避難その他の消防の活動に支障になると認め、物件を存置している居酒屋の本社の代表者へ連絡をさせるも連絡がとれなかったので、店長に口頭で物件の除去を指導したが是正が見込まれなかったことから、応援要請で出向してきた職員に実況見分を実施させ、店長に対して命令書を交付して物件の除去を命じたが、スチール製棚は除去に時間を必要とすると判断し、物件除去の履行時間を翌日の午前中として、店舗の入口に標識を掲出したところ、スチール製棚４個以外は即時除去された。

そして、翌日、命令をした職員が対象物に出向いてスチール製棚の除去の確認をして、標識を取り外した。

本件は、スチール製棚のみでは、著しく消火、避難の障害にならないと判断したことと、当該棚が可燃物でないことから棚を除去する履行時間を翌日にしたものである。

◉事例２

事例２は、「大規模物品販売店舗に対する特別立入検査」を実施した際（市内32対象で検査対象は、各消防署で任意に選んだもの）に、消防法第５条の３の命令をしたものである。

⑴特別立入検査実施日

平成21年12月９日㈬から12月11日㈮まで

⑵特別立入検査実施者

各消防署予防課員及び警防課員（隔日勤務者）

⑶検査内容

○廊下、階段等避難上必要な施設

○防火戸及びその周辺

⑷検査結果

違反対象物：14対象、違反件数：36件

即時改善：35件

⑸消防法第５条の３命令

１対象１件

⑹命令内容等

店舗の避難口前に多量の商品（自転車）を存置しており、この商品が、消火、避難その他の消防の活動に支障になると認めるとともに、多数の買物客が来店している状況から速やかに物件を除去する必要があると判断して、実況見分を実施するとともに、物件を存置している店舗の店長に命令書を交付し物件の除去を命じ、標識を店舗出入口に掲出したところ、履行時間内に物件を除去させたものである。

避難口前に存置された商品

主な病院の特別立ち入り検査結果

⑴特別立入検査実施日

平成21年５月11日㈪～11月30日㈪

⑵特別立入検査実施者

予防部査察課員及び各消防署予防課員

⑶特別立入検査実施対象数

病院45対象（市内の延べ面積2,00㎡以上の病院）

⑷違反対象数及び違反件数

45対象712件

⑸主な違反内容

○廊下、階段への物品存置による避難障害

○用途変更による消防用設備等の設置義務

代表的な例は、使用開始の時点で手術室やレントゲン室でスプリンクラー（以下「SP」という。）のヘッドが免除されていたが、倉庫等に用途を変更して物品を存置していることから、SPヘッドの設置義務が生じたものや、機械室、パイプスペース等に物品を存置していることから、自動火災報知設備の未警戒やSPヘッドの未設置等の違反が生じているケースが多数認められた。

⑹改善状況と指導状況

多数の違反が認められたが、平成22年３月30日現在で、１対象、２件の違反を残し改善されており、残りについても改善計画書が提出され、既に改善されつつある状況である。いずれも立入検査後に通知したのみで、違反処理に移行していない。

これは、検査員の的確な説明と高齢者施設で多くの死者を発生させる火災が度重なって発生していることを受け、災害弱者を収容している病院関係者の危機管理意識の高さに因

病院の階段部分に存置された物品

病院の機械室に存置された物品

るものであると推察している。

建築部局と合同で違反調査を実施して改善された事例

警告、命令を視野に入れ予防部査察課、管轄署予防課及びまちづくり局建築監察課合同による違反調査において、実況見分と質問調書の

5階	所有者宅
4階	事務所
3階	空室
2階	エステ
1階	飲食店
B1	飲食店

GL

対象物の用途と規模

木製扉

防火戸に改善

録取を実施したところ、関係者が改善の意思を示し、当該違反を改善させたものである。

これは、消防局とまちづくり局の職員が真剣に違反是正に取り組んでいる姿を目の当たりにした関係者が、違反是正の意思を示したものであると推察している。

⑴対象物の概要

○用途：16項イ

○規模：地下１階 地上５階建、特定一階段

○建築面積：130.5㎡、延面積：815.9㎡

⑵違反の概要等

当該対象物については、平成16年12月15日の一般立入検査時に「地下１階飲食店の防火戸は撤去され、木製扉に変更されている。」との違反内容を覚知したもので、違反覚知から相当の時間が経過している状況であった。

平成21年７月８日、当該対象物に対する警告・命令のための違反調査（実況見分、質問調書の作成等）を実施したところ、後日、改善計画書が提出され、同年８月23日に防火戸設置工事が行われ、翌日、設置確認に出向し、約４年８カ月ぶりに違反が改善されたものである。

当市の違反是正の事例を紹介させていただいた。違反件数の割には違反処理に移行することがほとんどなく、複数年違反が継続している対象物もあることから、当該違反対象物を利用する市民の安全確保に向けて厳正な違反処理を遂行しなければと思うが、消防吏員に命令権があるからと権力を行使することが目的でなく、安全な建物にすることが目的であることを忘れないことが大切であると考えている。

そして、この原稿を書いている最中、北海道札幌市の認知症高齢者のグループホームで火災があり、死者７名、負傷者２名の人的被害が発生した。

この火災を受け、当市でも市内の認知症高齢者グループホーム51対象と消防庁の「小規模社会福祉施設等に係る緊急調査の実施について」（平成22年３月18日付け消防予第131号）に基づき、1,000㎡以下の６項ロの防火対象物に対して特別立入検査を計画し実施している。

火災を起こさない予防面の指導を徹底するとともに、消防法令違反が認められた場合は、迅速かつ的確な違反指導を行い消防法令の違反を是正させるほか、建築関係機関等と連携を密にして、悲惨な火災を繰り返すことがないようにするべく、全国の消防本部の皆様と情報交換をしながら、査察体制を一層強化しようと考えているところである。